

【枚方市子ども・子育て支援新制度における 1 号認定者の利用者負担額について】

1 号認定における利用者負担額は下表に基づき決定しています。

3・4・5 歳児（月額）

※満 3 歳児の利用者負担額（月額）については表中下段の金額

世帯の所得区分	第 1 子	第 2 子
①生活保護世帯	無料	無料
②市民税非課税世帯	無料	無料
③-1 市民税所得割非課税世帯 （ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等）◆	無料	無料
③-2 市民税所得割非課税世帯 （③-1 に該当する世帯以外の世帯）	1,800 円 2,000 円	900 円 1,000 円
④市民税所得割課税額 10,000 円未満	6,900 円 7,600 円	3,400 円 3,800 円
⑤市民税所得割課税額 19,000 円未満	8,300 円 9,200 円	4,100 円 4,600 円
⑥市民税所得割課税額 44,000 円未満	8,700 円 9,600 円	4,300 円 4,800 円
⑦市民税所得割課税額 53,000 円未満	9,400 円 10,400 円	4,700 円 5,200 円
⑧市民税所得割課税額 77,101 円未満	10,000 円 11,000 円	5,000 円 5,500 円
⑨市民税所得割課税額 211,201 円未満	15,700 円 17,300 円	7,800 円 8,600 円
⑩市民税所得割課税額 211,201 円以上	19,800 円 21,800 円	9,900 円 10,900 円
⑪養育里親等 ◆	1,800 円 2,000 円	900 円 1,000 円

◆該当する事実を証する書類の提出が必要です。

※4月～8月は「前年度分」、9月以降は「当年度分」の市民税所得割額により算定します。

※調整控除を除く税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金控除等）は適用しません。

※多子軽減適用による第 2 子の保育料は表に定めるとおりです。また、第 3 子以降は無料となります。

※第 1 子、第 2 子及び第 3 子以降の認定は、世帯ごとに小学校 3 年生まで、認定こども園、幼稚園、認可保育所等を利用する児童の範囲において、年齢の高い順に行います。また、年収約 360 万円未満相当の多子世帯やひとり親世帯、在宅障害者（児）世帯に対しては、生計同一の場合、年齢制限を超えて多子計算を行う、第 1 子を第 2 子扱いするなどの軽減制度があります。なお、この軽減の適用を受けるには、別途申請が必要な場合があります。詳細については、保育幼稚園課までお尋ねください。

※結婚や離婚、生活保護の受給開始（廃止）された時など、世帯の状況が変わった時は、すみやかに保育幼稚園課まで届出をお願いします。

※幼稚園に園児を就園させておられる保護者に対し、所得状況等に応じて経済的負担軽減のための利用者負担額の減免制度があります。詳細については、保育幼稚園課までお尋ねください。

【お問い合わせ先】

枚方市 子ども青少年部
子育て支援室 保育幼稚園課
TEL 072-841-1472
FAX 072-841-4319

枚方市における保育料（利用者負担額）表【2号・3号認定】

(単位:円)

各月の初日における支給認定保護者の属する世帯の区分		階層区分	利用者負担額(月額)					
			支給認定子どもの区分					
			3歳未満		3歳		4歳以上	
			第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
被保護世帯等		1	0	0	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯		2	0	0	0	0	0	0
市町村民税所得割非課税世帯 (2階層の世帯を除く。)		3	6,500	3,200	6,000	3,000	5,600	2,800
			6,300	3,100	5,800	2,900	5,500	2,700
市町村民税所得割合算額が次に掲げる額である世帯(他の階層の世帯を除く。)	10,000円未満	4-1	9,000	4,500	7,500	3,700	7,100	3,500
			8,800	4,400	7,300	3,600	6,900	3,400
	10,000円以上 19,000円未満	4-2	10,300	5,100	8,800	4,400	8,500	4,200
			10,100	5,000	8,600	4,300	8,300	4,100
	19,000円以上 44,000円未満	4-3	11,500	5,700	10,000	5,000	8,900	4,400
			11,300	5,600	9,800	4,900	8,700	4,300
	44,000円以上 53,000円未満	4-4	13,700	6,800	11,700	5,800	9,600	4,800
			13,400	6,600	11,500	5,700	9,400	4,700
	53,000円以上 70,000円未満	4-5	16,000	8,000	14,600	7,300	13,000	6,500
			15,700	7,800	14,300	7,100	12,700	6,300
	70,000円以上 83,000円未満	4-6	21,000	12,600	19,000	11,400	16,000	9,600
			20,600	12,300	18,600	11,200	15,700	9,400
	83,000円以上 115,000円未満	4-7	25,500	15,300	22,000	13,200	17,000	10,200
			25,000	15,000	21,600	12,900	16,700	10,000
115,000円以上 142,000円未満	4-8	28,000	16,800	23,000	13,800	19,000	11,400	
		27,500	16,500	22,600	13,500	18,600	11,200	
142,000円以上 190,000円未満	4-9	36,000	21,600	24,000	14,400	22,000	13,200	
		35,300	21,200	23,500	14,100	21,600	12,900	
190,000円以上 235,000円未満	4-10	39,000	23,400	25,000	15,000	22,500	13,500	
		38,300	23,000	24,500	14,700	22,100	13,200	
235,000円以上 304,000円未満	4-11	44,000	26,400	26,000	15,600	23,500	14,100	
		43,200	25,900	25,500	15,300	23,100	13,800	
304,000円以上 346,000円未満	4-12	46,500	27,900	26,500	15,900	24,000	14,400	
		45,700	27,400	26,000	15,600	23,500	14,100	
346,000円以上 446,000円未満	4-13	50,600	30,300	26,800	16,000	24,500	14,700	
		49,700	29,700	26,300	15,700	24,000	14,400	
446,000円以上	4-14	52,000	31,200	27,000	16,200	25,000	15,000	
		51,100	30,600	26,500	15,900	24,500	14,700	

※3歳未満、3歳及び4歳以上の認定は、前年度の末日における満年齢により行います。

※上段は保育標準時間、下段は保育短時間の認定に対する保育料です。

※4月から8月までは「前年度分」、9月以降は、「当年度分」の市町村民税所得割額により算定します。

※調整控除を除く税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金控除等）は適用しません。

※配偶者と離別もしくは死別したのち婚姻していない場合や配偶者の生死が明らかでない場合に受けられる税制上の寡婦（夫）控除について、枚方市では婚姻歴のない非婚のひとり親世帯に対して、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行います。保育料等算定の際に適用するもので、税を控除するものではありません。また、寡婦（夫）控除を適用した場合でも保育料等の金額が変わらない場合があります。

※多子軽減適用による第2子の保育料は表に定めるとおりです。また、第3子以降は無料となります。

※第1子、第2子及び第3子以降の認定は、世帯ごとに、認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業等を利用する児童の範囲において、年齢の高い順に行います。また、年収約360万円未満相当の多子世帯やひとり親世帯、在宅障害者（児）世帯に対しては、生計同一の場合、年齢制限を超えて多子計算を行う、第1子を第2子扱いするなどの軽減制度があります。なお、この軽減の適用を受けるには、別途申請が必要な場合があります。

※自己の都合によらないものや傷病による離職、災害などにより世帯の負担能力に著しい変動が生じ、徴収金等の負担が困難であるなどの場合、当該世帯について仮定の市町村民税額により階層区分の認定を行う場合があります。

※多子軽減の適用、階層区分の認定等における申請などの詳細については、保育幼稚園課までお尋ねください。

※被保護世帯等には、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯が含まれます。